

武蔵野市立公園条例

(目的)

第1条 この条例は、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園で武蔵野市（以下「市」という。）が設置するもの（以下「都市公園」という。）及び同項に規定する都市公園以外の公園又は緑地で市が設置するものをいう。
- (2) 公園施設 市立公園に設けられる法第2条第2項各号に掲げる施設をいう。
- (3) 占用 市立公園において、公園施設以外の施設又は工作物を設置することをいう。
- (4) 占用者 占用について第7条第1項の許可を受けた者をいう。
- (5) 使用 第4条又は第5条ただし書の規定により市立公園を使用することをいう。
- (6) 使用者 使用について第4条又は第5条ただし書の許可を受けた者をいう。

(市立公園の設置、変更、廃止)

第3条 市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を定め、告示する。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するに際しては、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

(指定管理者による管理)

第3条の2 市立公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条の目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第4条、第5条ただし書及び第11条第2項の許可に関する業務
- (2) 第6条の規定による市立公園の利用の制限又は禁止に関する業務
- (3) 市立公園の維持管理及び修繕（市長が指定する修繕を除く。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(都市公園の設置基準)

第3条の4 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の6に定めるとおりとする。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の5 (省略)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の6 (省略)

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の7 法第4条第1項本文に規定する建築面積に係る条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の8 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合は、当該建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当するものを設ける場合は、当該建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20(同項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。)を限度として、法第4条第1項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合は、当該建築物に限り、当該建築物を設ける都市公

園の敷地面積の100分の10を限度として、法第4条第1項本文並びに前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

- 5 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、当該建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文並びに前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(行為の制限)

第4条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第3条の2の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条ただし書、第6条及び第11条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (2) 市立公園の一部又は全部を独占して使用すること。

(行為の禁止)

第5条 市立公園では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上又は公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 市立公園の土地又は物件を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物又は土石類を採集し、又は損傷すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 広告宣伝をすること。
- (5) 営利行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理上指示した事項及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の制限又は禁止)

第6条 市長は、市立公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は市立公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、市立公園を保全し又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて市立公園の利用を制限し又は禁止することができる。

(市立公園の占用)

第7条 市立公園において、占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 (省略)

第8条～第23条 (省略)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。